

一般社団法人 第3職員室 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人第3職員室と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(事業の目的)

第3条 この法人は、子どもたちが、自分らしさを受け入れ、好奇心を大事にし、発見力、繋ぐ力、創造力、変革力を身に 着け、自分の殻、社会の殻を破り、この地域で輝いて成長していけるように、学校・自治体・企業・NPO など多様な主体と連携し、学校教育への支援、更には社会教育も含めた教育の地域連携・プロジェクト支援・キャリア支援をすることを目的とする。

(事業の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各学校・教育機関・自治体等における探究学習の推進・支援
- (2) 学校改革・教育改革の推進・支援
- (3) 教育における地域連携事業の推進・支援
- (4) キャリア教育・起業家教育の推進・支援
- (5) 子ども・若者の居場所づくり
- (6) 施設管理業
- (7) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業



第3章 社員

(構成員)

第5条 この法人は、正社員で構成され、正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正社員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

(社員資格の取得)

- 第6条 この法人の社員になろうとするものは、代表理事の承認を得なければならない。
- 2 法人又は団体たる社員にあつては、法人または団体の代表者として本会に対してその権利を行使する一人の者を定め、代表理事の承認を得なければならない。

(任意退会)

- 第7条 社員はいつでも退会することができる。ただし、書面又は電磁的方法による退会の意向を代表理事に提出する。

(除名)

- 第8条 社員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、これを除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 重大な法令違反をしたとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(退社)

- 第9条 前2条に定めるほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、退社する。
- (1) 正社員及び準社員全員が同意したとき。
 - (2) 当該社員が死亡し、または、解散し若しくは破産手続きが終了したとき。

第4章 社員総会

(種別)

- 第10条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第11条 社員総会は、すべての正社員、準社員をもって構成する。

(開催)

- 第12条 定時社員総会は、毎年一回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、正社員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行

使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総正社員の議決権の5分の1以上を有する正社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

- 第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、その社員総会において、出席した正社員の中から議長を選出する。

(決議)

- 第15条 社員総会は、次の事項について決議できる。

- (1) 総会提出資料調査者、業務等調査者の選任
- (2) 理事・監事の選任又はその定款規定
- (3) 理事の任期短縮又はその定款規定
- (4) 理事の報酬額又はその定款規定
- (5) 監事の報酬額又はその定款規定
- (6) 会計監査人の出席を求める決議
- (7) 計算書類の承認
- (8) 基金の返還
- (9) 清算人の選任
- (10) その他法令で定めた事項

- 2 社員総会の議決は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、当該社員の正社員の議決権の過半数をもって行う。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 監事の解任
- (4) 社員の除名
- (5) その他法令で定めた事項

(決議及び報告の省略)

- 第16条 理事又は正社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

- 第18条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上8名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 役員のうち、役員のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法人税法所定の特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1名を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(選任)

- 第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。
 - 3 理事の再任は妨げないものとする。

(任期)

- 第21条 理事の任期は選任2年後以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 理事は、本定款に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を要する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(監事の選任)

第24条 この法人には、監事を置く。

- 2 監事は、理事又はこの法人の社員を兼ねることができない。
- 3 監事は社員総会の議決により選任する。

(監事の任期)

第25条 監事の任期は選任2年後以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(監事の報酬)

第26条 監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(監事の職務)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定および解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に関わらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

第7章 事務局

(事務局)

- 第35条 この法人は事務局を置く。
- 2 事務局の構成員は1名以上とする。
 - 3 事務局の構成員の選任は理事会で行う。

第8章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第37条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第38条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及びその他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第41条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 解散

(解散)

第42条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併(合併によるこの法人が消滅する場合に限る)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由
- 2 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に

贈与するものとする。

第11章 公告

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第12章 附則

第44条 この定款に規定のない事項は、別途定める規定、およびその他の法令に従う。

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和5年3月末日までとする。

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	眞鍋知子	仁志出憲聖	前田健志	尾張由輝也
設立時代表理事	眞鍋知子			
設立時監事	飯貝誠			

第47条 当法人の設立時社員は、次のとおりである。

設立時社員	仁志出憲聖
	石川県金沢市高尾南1丁目202番地
設立時社員	前田健志
	石川県金沢市野田2丁目218番地

以上、一般社団法人第3職員室設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年7月22日

設立時社員 仁志出憲聖

設立時社員 前田健志



この定款は原本と相違ありません。

2023年6月7日

一般社団法人 第3職員室
代表理事 真鍋 知子

